

第23 随意契約

- 1 随意契約によることができる場合は、令第167条の2第1項各号に規定されているが、その取扱いについては、概ね次の場合によることとする。ただし、地方公共団体の契約の原則は一般競争入札であることに鑑み、安易に随意契約を採用することなく、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないことや競争入札に付することが不利となることなどを慎重に検討の上、選択する理由を明確にし行うこと。
 - (1) 契約の相手方が特定されるときや入札を実施することが困難な場合など令第167条の2第1項第2号に該当する場合
 - ア 不動産の買い入れ又は借り入れるとき。
 - イ 県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物件を売り払うとき。
 - ウ 県の行為を秘密にする必要があるとき。
 - エ 国又は地方公共団体と契約するとき。
 - オ 国又は地方公共団体以外の公法人、公益法人と直接契約するとき。
 - カ 県の生産に係る物品を売り払うとき。
 - キ 条例の規定又は議会の議決により公有財産の譲与、減額譲渡、無償貸付又は減額貸付をするとき。
 - ク 法令、条例等の規定又は議会の議決により契約するとき。
 - ケ 非常災害があった場合において罹災者又はその救護を行う者に対して物件を売り払い又は貸し付けるとき。
 - コ 外国で契約するとき。
 - サ 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
 - シ 産業の保護奨励のため必要な物件を売り払い若しくは貸し付け又は買い入れるとき。
 - ス 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接起業者に売り払い又は貸し付けるとき。
 - セ 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等に、その土地の代替の用に供するため県有地を売り払うとき。
 - ソ 土地、建物又は林野若しくはその産物をこれに特別縁故のある者に売り払い又は貸し付けるとき。
 - タ 事業上必要な特殊な物品及び他に代替性のない物品の購入製造並びに他に代替性のない技術及びサービスの提供に係る契約をするとき並びに他の相手方では契約ができない特殊な事情があるとき。
 - チ 公債、証書、債権又は株券を買い入れ又は売り払うとき。
 - ツ 研究開発、調査研究、広報等で技術要素等の評価が重要であるため価格要件だけでは相手方を決定しがたいとき。